

特定医療費（指定難病）の新規申請に



マイナンバー

が必要です。



「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、特定医療費（指定難病）の支給認定申請では申請書へのマイナンバーの記入と本人確認（番号確認と身元確認）の実施が必要となりました。本人確認のうち、身元確認は新規申請書の添付書類（住民票、保険証の写し、市町村民税の（非）課税証明書）のうち2種類で行わせていただきますが、番号確認のための書類は以下のとおり提出してください。

特定医療費（指定難病）支給認定申請書の申請者（申請書の最下部「申請者氏名」に記載の方）がどなたかによって提出いただく書類が異なります。

本人以外が申請者となっている場合は、代理申請となり委任状などが必要となります。

私は、上記のとおり、
研究利用について同意し、特定医療費の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名 印（注2）

	申請者が患者本人の場合	申請者が患者本人以外の場合
提出が必要な書類	患者本人及び支給認定基準世帯員のマイナンバーが確認できる書類 （下記のいずれか1つ） ①通知カードの写し  ②個人番号カード（裏面）の写し  ③個人番号付き住民票	個人番号カード 【表】  【裏】 
提示が必要な書類	<上記③を提出した方で、申請書類に本人の市町村民税（非）課税証明書の添付がない場合>	代理人の運転免許証やパスポート、個人番号カードなどから1種類
※申請書類を郵送する場合は写しを添付	本人の免許証や障害者手帳、介護保険証などから1種類	※申請書裏面の委任状欄の記載が必要です。

<支給認定基準世帯員とは> 患者本人が加入する健康保険により異なります。

国保、後期高齢医療制度の場合・・・住民票に記載されている方のうち、患者と同じ健康保険に加入している方

被用者保険（健康保険組合、共済組合等）の場合・・・患者の健康保険証に記載の「被保険者」のみ

※番号確認のための書類は、番号確認後適切に管理いたします。

